平成2８年度第４回大阪府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会

基盤整備促進ワーキンググループ議事概要

日　時：平成2８年１２月２７日（火）午後２時～

場　所：大阪赤十字会館　４階４０２号室

出席委員：宇治田委員、鴨井委員、小阿弥委員、谷口委員（WG長）、出口委員、西野委員、平中委員〔五十音順〕

オブザーバー：井上氏、竹内氏、古田氏〔五十音順〕

【議題１】　障がい者グループホームの消防法令に関するガイドラインについて

* 事務局説明
* 委員意見等
* 東大阪市では障がい福祉サービス事業者でつくる連絡会から市に対して要望書を提出していた。大阪市消防の特例を参考に検討する予定と聞いている。
* 大阪市消防の特例は8年前から協議をしてきた中で、福祉側と消防側それぞれが安全について摺合せを行い作り上げた。
* 吹田市ではスプリンクラー設置のアンケートを行ったところ、特に府営住宅のグループホームで設置できないという意見が多かった。  
  府営住宅は府が家主なので、福祉部局と住宅部局で協力して、重度の障がい者が住み続けられるよう取り組んでほしい。
* そもそも制度上の位置づけが高齢施策と異なり、障がい者のグループホームは「住まい」の場という認識。建築基準法では寄宿舎、消防法では社会福祉施設となっており、なぜ各省庁間で調整してくれないのか。
* 障がい者が地域で暮らすにはまだ障壁がある。違法物件の公表については、新たな障壁とならないよう慎重に行っていただきたい。
* ガイドライン作成にあたっては、消防部局の協力が必要不可欠である。また、消防法令で定められているスプリンクラーに関する規定の科学的根拠を基に協議する必要がある。
* 防火対策に関して、消防部局、事業者、行政それぞれの責任をはっきりさせることも必要。
* スプリンクラー設置が困難な小規模な事業所では、徹底的な防火対策を行うことが求められる。
* 現行法令基準をベースとして、大阪市消防特例などを参考にしながら、障がい者グループホームにおける防火安全対策について協議・検討する。
* 協議・検討にあたっては、グループホーム利用者の重度化・高齢化を見据えた視点も必要。
* 年度内のガイドラインの作成に向け、引き続き消防部局の協力・参画を求めるとともに、グループホームのより詳細な実態把握を行い、次回２月頃の会議開催を目途に事務局内で協議・検討を進める。

【議題２】　施設入所者等の意向調査について

　○　事務局説明

　○　委員意見等

　　・児童期も含めて通算の入所期間を聞けないか。

　　・外出の頻度は聞けないか。

　　・地域で暮らせない理由として収入の面もある。

　　・どんな支援があれば地域への移行が可能か、という設問が加えられないか。

　　・できれば施設職員だけに調査を任せないようにしてほしい。

　　・問８，９はイメージできないのではないか。誰かに制限されることなく、自由な暮らしがしたいと思って地域での生活を希望される方もいる。

　　・家族の反対について、もう少し丁寧に聞けないか。地域移行できない原因を家族だけに押し付ける印象とならないように。

　　・この調査が何につながるのかわかれば調査を受ける側も取り組みやすい。

　　・府外の障がい者支援施設に入所している方、府内の救護施設に入所している方は対象に入らないのか。

　　　[事務局]今回の調査では対象としていません。